

重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護

当事業所は契約者(利用者)に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。この「重要事項説明書」は稲敷市地域密着型サービス及び稲敷市地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の規定に基づき、指定認知症対応型共同生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なくご質問下さい。

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び生活リハビリを行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、利用者がその有する能力に応じ安心して日常生活を送ることができるよう、専門スタッフによる適切な認知症共同生活介護を提供します。その提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 河内厚生会
法人所在地	茨城県稲敷郡河内町生板 8907
電話番号	0297-84-0311
代表者氏名	理事長 秋山 義継
設立年月日	平成 12 年 11 月
主な事業	介護老人福祉施設・短期入所生活介護・障害福祉サービス 居宅介護支援・通所介護・訪問介護・訪問リハビリテーション 介護予防日常生活支援総合事業・通所リハビリテーション 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設・短期入所療養介護 茨城県認可保育園・小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・地域密着型特別養護老人ホーム・訪問看護・介護予防訪問看護・サービス付き高齢者向け住宅

2. 事業所の概要

事業所名称	グループホームひだまり
事業所種類	指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
指定事業所番号	0872901004
事業所所在地	茨城県稲敷市高田沖 2817-2
電話番号	029-834-5225
通常の事業の実施地域	稲敷市

3.事業所の職員体制

事業所管理者氏名	笠原 慎也
従 業 員 数	計画作成担当者 2名(介護支援専門員及び介護従業者と兼務) 介護従業者 18名(内1名管理者と兼務) 看 護 師 1名

4.事業の目的及び運営の方針

【事業の目的】

○認知症対応型共同生活介護

要介護状態等で認知症のある被保険者(以下、「利用者」という。)について、介護サービスに基づき、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

○介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

【運営方針】

事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法に係る厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。

- ① 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切な援助・支援を行うこととします。
- ② 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮し、援助・支援を行うこととします。
- ③ 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮し、援助・支援を行うこととします。
- ④ 介護従事者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うこととします。
- ⑤ 介護従事者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、また、定期的に第三者による評価を受けて、それらを公表し常に改善を図るよう努力することとします。
- ⑥ 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援業者、その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村及び地域包括支援センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ⑦ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ⑧ 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

5. ご利用住居

名称	グループホームひだまり
所在地	茨城県稲敷市高田沖 2817-2
利用定員	・壺番館 9名 ・式番館 9名
利用居室	・壺番館 洋室9室 ・式番館 洋室9室
共用施設	台所・食堂・居間・洗面所・浴室・洗濯室・トイレ
施設基準	介護保険法に基づく設備基準を満たしている。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して提供します。 ・利用者と職員が、できる限りの範囲で食事の準備、後片付けを行い、役割や生きがい、充実感をもって生活できるよう支援します。 ・食材費は、給付対象外です。 ・食事は離床して食堂で摂取して頂くように配慮します。 ・食事時間(制限はしませんが、おおよその目安です) 朝食： 7:00～8:00 昼食： 11:30～12:30 夕食： 17:30～18:30
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ適切な入浴の介助と入浴の自立の援助を行います。 ・週2回以上の入浴または清拭(身体を拭く)、洗髪を行います。 ・利用者本人の希望時間に入浴することができます。 (9:00～16:00)
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ適切な排泄の介助と排泄の自立の援助を行います。 ・おむつを使用されている利用者については適宜の交換を行うとともに、適宜トイレへの誘導を行います。
日常生活	<ul style="list-style-type: none"> ・離床 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・着替え 生活リズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・整容 個人としての尊厳に配慮し適切な整容が行われるよう配慮します。 ・シーツ交換は必要に応じて適宜交換します。
その他 自立支援 への援助	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間時間帯における離床・活動を原則として、社会生活への参加を促し、自立の為の生活支援を行います。 ・身の回りのことは自らが実施していただくように援助します。 ・利用者の選択に基づき、趣味や趣向に応じた創作活動の場を提供します。 ・趣味活動として家庭菜園等の作業を勧め、心身機能の維持及び認知症の進行を抑制できるよう援助します。 ・利用者、家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合は同意を得て、代行支援を行います。

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・委託医師により診察日を設けて健康管理に努めます。(訪問診療月 1 回) ・看護師による健康管理、相談コーナーを設け、利用者の日々の健康を把握し、安心感をもっていただき、精神の安定を含め健康の維持管理に努めます。(看護師訪問:週 1 回) ・緊急等(看護師による 24 時間オンコール対応)必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
貴重品管理	・利用者の希望により、貴重品の管理を行います。
相談・援助	・利用者とそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。
若年性認知症利用者受入	・若年性認知症利用者(40 から 64 歳まで)の利用者ごとに担当者を定めそのものを中心に、その利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供を行います。

(2) 基本利用料(別表)

<p>①利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)を負担いただきます。</p> <p>但し、利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、利用者より「厚生労働大臣の定める基準額」の 10 割をいただき、当事業所が発行するサービス提供証明書を市町村(保険者)に提出し、利用者の介護保険負担割合に応じた額の払い戻しを受けることができます。</p> <p>②利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額の支払いとなります。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。</p> <p>③介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、利用者の負担額を変更します。</p>

(3) 加算(別表)

<p>①体制加算:厚生労働大臣の定める基準に適合した場合、施設のサービス体制(設備、人員配置等)により基本利用料に加えて一律に負担いただきます。</p> <p>②個別加算:厚生労働大臣の定める基準に適合した場合、利用者の状態(入所初期、退所援助等)により、基本利用料に加えて個別に負担いただきます。</p> <p>③介護職員処遇改善加算 : 平成 24 年 4 月より施行。</p>

(4) その他の利用料(介護保険給付外費用)

種 類	内 容
敷 金	100,000 円(入居時) 退居後、立替金、居室修繕費を差し引き返却いたします。 (壹番館・貳番館共通)
家 賃	(居室利用料) 41,500 円/月(壹番館・貳番館共通) ※月途中の入退居の場合は、日割り計算となります。 ※月途中の入退院、外泊の場合は、1 ヶ月分となります。

食 材 料 費	32,500 円／月（利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。） ・月途中の入退居・入退院・外泊の場合は、日割り計算となります。 (壹番館・貳番館共通)
水道光熱費	20,000 円／月（電気・ガス・水道料金です。） ・月途中の入退居・入退院・外泊の場合は、日割り計算となります。 (壹番館・貳番館共通)
管 理 費	4,500 円／月 ・施設維持管理費・施設内外清掃・害虫駆除・草刈り・消毒等 ・月途中の入退居・入退院・外泊の場合は、日割り計算となります。 (壹番館・貳番館共通)
複写物交付	1 枚につき 10 円 利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。
教養娯楽費	日常生活上の介護保険給付対象外における教養及び娯楽等に係る費用として実費をご負担いただきます。
理 美 容 費	希望があれば訪問理美容(髪)業者を依頼することも可能ですが、業者の請求に基づき、実費を負担いただきます。また、利用者の馴染みの美容院に家族と一緒に行って頂いても結構です。
おむつ代	原則として家族に用意して頂きます。但し、業者から購入することも可能ですが、業者の請求に基づき、実費を負担いただきます。
病院受診付添料	定期的に医療機関にかかる必要がある際は、原則として家族での受診をお願いしております。利用者が病院受診、入院など受診時に付添が必要な場合、別途費用負担があります。
その他諸費用実費	日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活上必要となる費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用。
<p>・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する理由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。</p>	

(5)利用料、その他の費用の請求及びお支払い方法

請求方法	利用料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、翌月 15 日までに請求いたします。
お支払い方法	あらかじめ登録した指定金融機関による口座振替方式によりお支払いいただきます。 利用できる金融機関 INET 利用可能金融機関・ゆうちょ銀行

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払について、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払の督促から14日以内に支払がない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7.入居にあたっての留意事項

利用にあたって、入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

持込制限	入居にあたり、生活上の最小限の持ち物に限らせていただきます。 ※危険物(カミソリ・刃物等)や火器類の持ち込みはできません。
面 会	来訪者は面会の都度職員に届け出てください。 ※宿泊に関しては原則禁止しておりますが、特別な事態が発生した場合には必ず管理者の許可を得てください。 ※感染症等の発生や流行時は、面会等の制限させて頂く場合があります。
外 出	年間を通して自由に外出、外泊していただけますが、食事の要、不要や薬の用意があるため、事前に申し出下さい。 ※感染症等の発生や流行時は、外出や外泊の制限させて頂く場合があります。
居室の利用 迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none">・設備、備品等は本来の使用方法に従って大切に利用して下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くことがあります。・騒音・雑音等の他の利用者の迷惑になる行為は遠慮願います。・承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。・当事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。
居室の変更	利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族と協議のうえ決定するものとします。
食 事	食事が不要な場合は、前日までにお申出ください。
所持金等	原則として、現金等の所持はお控えください。 自身で管理される場合には、当事業所での責任は負いかねます。
喫 煙	指定の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
飲 酒	飲酒については御遠慮頂いております。
差し入れ	食中毒、感染予防の為、入居者の方への食べ物の差し入れは遠慮頂いておりますが、利用者の好物等を持参された時には必ず職員に声をかけて下さい。

8. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

医療を必要とする場合は利用者の希望により、次の協力病院において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療、あるいは入院治療を保障するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けするものではありません。あくまでも医療機関は、利用者の自由意志により選択できます。入居者の急変等により至急の医療行為が必要な時は、緊急入院の措置を講じることもあります。

※基本的に病院受診、入退院は、家族又は代理人にお願いしています。ただし、やむを得ない場合は、事前に相談してください。

(受診時付添いが必要な場合、付添費の負担があります。また、入院期間中は家族の対応になります。)

《協力医療機関》

医療法人美湖会 美浦中央病院	医療法人社団広文会 江戸崎病院
住 所:茨城県稲敷郡美浦村大字宮地 596	住 所:茨城県稲敷市阿波 1299-2
電 話:029-885-3555	電 話:029-894-2611
大澤歯科医院	医療法人社団 仁誠会 佐倉クリニック
住所:茨城県龍ヶ崎市中根台 4-1-24	住所:茨城県稲敷市佐倉 3251-7
電話:0297-65-1313	電話:029-892-7011

9. 緊急時の対応方法

認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師、救急隊、またはあらかじめ当該認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10. 事故発生時の対応方法

(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、適切な及び必要な措置を講じます。又、サービスの提供により賠償すべき事が発生した場合は、不可抗力による場合を除き損害賠償を速やかに行います。但し、事業責に着すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(2) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

11. サービス提供の記録

(1) 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の記録を行うこととし、その記録はその完結の日から5年間保存します。

(2) 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交を請求することができます。

12. 非常災害時の対策

消防計画	別に定めます。 防火管理者:笠原 慎也
避難訓練	年2回 訓練を行います。(設備点検も合わせて実施)
食料備蓄	災害時に備え、非常用食糧等の備蓄に努めるものとする。

13.運営推進会議

利用者及び市町村職員並びに地域住民の代表等に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図る為に、運営推進会議を設置し2ヶ月に1回程度開催いたしますので、ご理解とご参加をお願いいたします。

14.高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行う。

(1) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置及び定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待防止を啓発及び普及するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

15.身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及び家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

①緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

②非代替性：身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

③一時性：利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

16. 従業者の禁止事項

介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族からの金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動・その他迷惑行為

17. 衛生管理

1. 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
2. 従業者は、感染症に関する知識の習得に努める。
3. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

18. 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。非常災害時に備えて非常用食糧等の備蓄に努める。

19. 個人情報保護

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

20. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

21. ハラスメント対策の強化について

適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ適切なハラスメント対策に努め、必要な措置を講じるものとする。

22. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

事業所窓口	
窓口名称	介護サービスひだまり 苦情処理係
担当者職、氏名	管理職 笠原 慎也
電話番号	029-834-5225
受付時間	受付時間：平日（月～金）9:00～18:00

(2) 行政機関その他苦情受付期間

市役所(稲敷市役所) 介護保険担当課	所在地:茨城県稲敷市犬塚 1570-1 電話番号:029-892-2000 受付時間:平日(月～金)9:00～17:00
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地:茨城県水戸市笠原町 978-26 電話番号: 029-301-1561 受付時間: 平日(月～金)9:00～17:00

《重要事項説明書による利用単位表》

◇介護保険法による認知症対応型共同生活介護サービス費

	介護状態	基本単位	処遇改善加算V7	地域区分 7級地
基本介護費 (1日につき)	要介護1	753単位	12%	10.14
	要介護2	788単位		
	要介護3	812単位		
	要介護4	828単位		
	要介護5	845単位		

◇介護保険法による介護予防認知症対応型共同生活介護サービス費

基本介護費 (1日につき)	介護状態	基本単位	処遇改善加算V7	地域区分 7級地
	要支援2	749単位	12%	10.14

◇加算

下記の加算については、当該事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合した場合に限り加算されます。

種 類		基本料金(保険適用負担額)	
医療連携体制加算Iハ		37単位	1日につき
重複して加算しない	サービス提供体制強化加算(I)	22単位	1日につき
	サービス提供体制強化加算(II)	18単位	1日につき
	サービス提供体制強化加算(III)	6単位	1日につき
初期加算		30単位	1日につき(入居日から30日以内の期間)
入院時費用		246単位	1月に6日を限度
口腔・栄養スクリーニング加算		20単位	6月に1回を限度
退居時相談援助加算		400単位	1回限り(退居時)
看取り介護加算	看取り介護加算1	72単位	1日につき(死亡日45日前～31日前)
	看取り介護加算2	144単位	1日につき(死亡日30日前～4日前)
	看取り介護加算3	680単位	1日につき(死亡日前々日、前日)
	看取り介護加算4	1,280単位	(死亡日)
重複して加算しない	認知症専門ケア加算(I)	3単位	1日につき
	認知症専門ケア加算(II)	4単位	1日につき
若年性認知症受入加算		120単位	1日につき
処遇改善加算V7		所定単位数に12.0%を乗じた単位数	

◇減算

下記の減算については、当該事業所が厚生労働大臣の定める基準に違反した場合に減算されます。

身体拘束廃止未実施減算					
要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
-75 単位	-75 単位	-79 単位	-81 単位	-83 単位	-85 単位
業務継続計画未策定減算					
要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
-22 単位	-23 単位	-24 単位	-24 単位	-25 単位	-25 単位
高齢者虐待防止措置未実施減算					
要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
-7 単位	-8 単位	-8 単位	-8 単位	-8 単位	-8 単位

《 利用料金計算方法 (負担割合1割 計算例) 》

① 要介護 3	812 単位×30 日	24,360 単位	
② 医療連携	37 単位×30 日	1,110 単位	
③ 体制強化加算 (I)	22 単位×30 日	660 単位	
④ 利用単位数計	(① + ② + ③)	26,130 単位	
⑤ 処遇改善加算 V7	④×12.0%(小数点以下四捨五入)	3,136 単位	
⑥ 総単位数 合計	(④ + ⑤ + ⑥)	29, 266 単位	
地域区分 7 級地	⑦ ×10.14 円 (1 円未満切捨て)	296,757 円	
費用総額	296,757 円	保険給付額(90% 1 円未満切捨)	267,081 円
		利用者負担額 (左記保険適用額－上記保険給付額)	29,676 円

※ 利用内容に基づき、合計利用単位数に地域区分及び処遇改善加算を乗算し、利用料金が算定されます。1 ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で差異が生じる場合があります。

※ 被保険者証・介護保険負担割合証の提示

サービス利用の際には介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を提示して下さい。
これ等の証の記載事項に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。

(3) 第三者による評価

① 評価機関

一般社団法人 いばらき社会福祉サポート	所在地:茨城県水戸市大工町1丁目 2-3 電話番号:029-350-3070
------------------------	---

② 外部評価実施年月日

2007.6.26	2008.6.4	2009.3.9	2010.4.28	2011.5.17
2012.3.21	2014.4.3	2016.1.28	2018.2.15	2020.2.4
2022.4.29	2023.10.6			

③開示方法

評価結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・WAMNET に掲載 ・施設内にて閲覧可能
-----------	---

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------------

指定認知症対応型共同生活介護サービス又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名	グループホームひだまり
説明者氏名	印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービス又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所	
利用者氏名	印
代理人住所	
代理人氏名	印
利用者との続柄	